

治療と仕事の両立支援セミナー



～治療と仕事の両立支援が努力義務化！！法改正で企業に求められる対応とは～

令和8年4月1日に労働施策総合推進法が改正され、労働者の「治療と仕事の両立」を支援するため必要な措置を講じることが、努力義務化されます。

高齢者の就労増加や医療技術の進歩等により、何らかの疾患を抱えながら働く人の割合は年々増加しています。人手不足が深刻化する中、安心して働ける職場づくりは人材確保の鍵となっています。

本セミナーでは、企業がとるべき具体的な対応策や労働施策総合推進法の改正のポイント、治療と仕事の両立への備えなど、事例を交えて分かりやすく解説します。法改正への備えとして、人材を守る職場づくりの第一歩としてぜひご参加ください。

日時

令和7年

11.25(火)

場所

北九州商工会議所9階ホール
(小倉北区紺屋町13-1)

対象

中小・小規模事業者

時間

14:00～16:00 ※13時30分から受付開始

先着40名

参加費無料
(会員・非会員問わず)

1 治療と仕事の両立支援

産業医科大学
医学部両立支援科学
准教授 永田 昌子氏



2 労働施策総合推進法改正について

JETS社労士・
行政書士事務所
代表 岩田 健氏



3 治療と仕事の両立への備え

東京海上日動火災保険(株)
北九州支店
ユニットリーダー 田港 周平氏



申込
方法

右記の二次元コードから、または下記申込書に必要事項をご記入のうえ
ファクスにてお申し込みください。

定員でお断りする以外にこちらからご連絡はいたしません。



参加申込書 ▶ FAX.093-531-1759 ※切らずにこのままファクスしてください

事業所名		T	E	L	
所在地	〒	F	A	X	
参加者名1	役職	氏名			
参加者名2	役職	氏名			

※ご記入いただきました個人情報、本セミナーの運営ならびに本会議所の支援業務にのみ使用いたします。

【問い合わせ先】

北九州商工会議所中小企業振興課 担当 四宮・上坂元
TEL:093-541-0188 FAX:093-531-1759